平成２３年（フ）第４８号
香川県丸亀市土居町２丁目18番14号
債務者　松原　香里（旧姓安藤）
1　決定年月日時　平成23年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２３年（フ）第９７号
香川県丸亀市川西町北1602番地10
債務者　廣瀬　由香
1　決定年月日時　平成23年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２３年（フ）第２３４号
鹿児島県鹿児島市平川町4235番地
債務者　西　　広海
1　決定年月日時　平成23年７月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第２５９号
鹿児島県鹿児島市下竜尾町２番２号　アーバンフラッツ302号
債務者　黄　　恭惠
1　決定年月日時　平成23年７月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第２６２号
鹿児島県鹿児島市桜ヶ丘４丁目２番地２　桜ケ丘タウンハウス５号
債務者　川原　武士
1　決定年月日時　平成23年７月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第２９５号
鹿児島県鹿児島市南栄５丁目10番地10　エヴォルート南栄405号
債務者　濱﨑　大作
1　決定年月日時　平成23年７月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第２９９号
鹿児島県鹿児島市照国町15番16―701号
債務者　金子　高大
1　決定年月日時　平成23年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第３１４号
鹿児島県鹿児島市新屋敷町31番14号　久木田ビル401号
債務者　野村タケシ
1　決定年月日時　平成23年７月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第３１８号
鹿児島県鹿児島市武岡２丁目26番地１　市住2213号
債務者　松下ひづる
1　決定年月日時　平成23年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第３３３号
鹿児島県鹿児島市下荒田４丁目48番６号　ＦＫプラネッツ２Ｇ号
債務者　東　　香織
1　決定年月日時　平成23年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第３５号
鹿児島県霧島市溝辺町有川209番地14
債務者　三穂野常延
1　決定年月日時　平成23年７月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２３年（フ）第３７号
鹿児島県霧島市国分松木町33番13―203号　エスポワール21
債務者　長野　哲哉
1　決定年月日時　平成23年７月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２３年（フ）第６９号
鹿児島県伊佐市大口里486番地１
債務者　小屋敷保子
1　決定年月日時　平成23年７月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２３年（フ）第８２号
鹿児島県姶良郡湧水町川西771番地１
債務者　崎浜　　渚
1　決定年月日時　平成23年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２３年（フ）第２２２号
沖縄県那覇市金城２丁目22番地７ウインズ小禄金城203
債務者　安次富　章
1　決定年月日時　平成23年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第４３号
群馬県桐生市堤町２丁目３番５号
債務者　宇梶　　進
1　決定年月日時　平成23年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２３年（フ）第９２号
富山県高岡市内免２丁目４番39号
債務者　鷲北　洋司
1　決定年月日時　平成23年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
富山地方裁判所高岡支部